

# 苫小牧市産婦健康診査助成制度について

苫小牧市では、出産後まもない時期のお母さんのからだところの健康状態を確認するため、健診費用の助成をしています。

## 【対象者】

産婦健康診査受診時、苫小牧市に住民登録のある方

※ 産婦健康診査受診時において、苫小牧市外へ転出された方は助成の対象とはなりません。

## 【健診内容】

①健康状態・育児環境の把握 ②体重・血圧測定 ③尿検査 ④こころの健康チェック

※ 上記の項目をすべて実施していない場合は助成対象外となります。

※ 上記以外の項目や、検査、治療等健康保険を適用した費用は助成対象外となります。

## 【健診時期】

出産後2週間前後または出産後1か月前後のどちらか1回

※ 受診票の使用時期は、退院時の体調にあわせ、医療機関等へご相談ください。

## 【助成金額】

5,000円（上限金額）

## 【受診方法】

◆ 「苫小牧市産婦健康診査 受診票」「同 問診票」を、ホチキスを外さずに健康診査を実施する医療機関へ提出し受診してください。

（利用できなかった場合は、裏面の手続きをすることで助成を受けられます。）

◆ 受診の際は、母子健康手帳も必ずご持参ください。また、問診票の太枠は事前にご自身で記入し提出してください。

※ 北海道外の医療機関では使用できません。受診方法や、払戻しの制度については、裏面をご参照ください。

## 【その他】

- ・ 健診結果によって、苫小牧市健康支援課保健師及び助産師より電話等でご連絡させていただくことがありますのでご了承ください。

### <お問い合わせ>

苫小牧市健康こども部健康支援課

電話：0144-32-6407

FAX：0144-32-4322

E-mail：[kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp)



# 北海道外の医療機関等で産婦健康診査を受診される方の 受診方法と費用の払戻しについて

## 対象者

産婦健康診査の受診日から、助成の申請時まで苫小牧市に住民登録のある方

## 受診方法

北海道外で産婦健康診査を受ける場合、医療機関に「苫小牧市在住者の産婦健康診査を実施する医療機関の方へ」、「産婦健康診査受診票（北海道外用）」、「問診票」、「返信用封筒」を提出の上、受診してください。

## 助成対象

出産後2週間前後または出産後1か月前後に受診した産婦健康診査

健診項目：健康状態・育児環境の把握、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック

※ 上記の項目すべて実施していない場合は、払戻しの対象になりません。

※ 上記以外の検査や治療等は、払戻しの対象となりません。

※ 健康保険を適用した健診費用は、払戻しの対象となりません。

## 助成金額

健診に要した額と5,000円（上限金額）のうち、いずれか低い額となります。

## 申請期限

産婦健康診査受診日から1年以内となります。

## 申請方法

申請書に必要事項をご記入の上、市役所健康支援課へご提出ください。

※ 郵送での申請も可能ですが、必ず事前にご相談願います。

## 申請に必要な持ち物

- ・母子健康手帳
- ・産婦健康診査の領収証と診療明細書（健診費用が確認できる書類）
- ・産婦健康診査受診票（北海道外用）
  - ※ 健診年月日、検査項目の実施の有無、診察結果、医療機関名、担当医師等が記載されていること。医療機関発行の同内容が記載されている様式でも可。
- ・苫小牧市産婦健康診査受診票（交付を受け未使用のもの）
- ・印鑑
- ・産婦ご本人名義の通帳（旧姓名義での申請は不可）

<お問い合わせ>

苫小牧市健康こども部健康支援課

電話：0144-32-6407 FAX：0144-32-4322

E-mail：[kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp)

